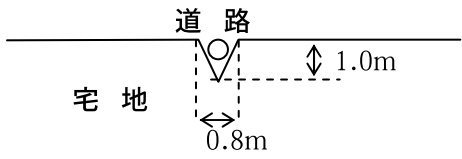


千 年 地 区 計 画

当初決定 昭和59年 5月10日 弘前市告示第 73号
 変更 昭和59年 7月 3日 弘前市告示第116号
 変更 平成 5年12月14日 弘前市告示第261号
 改正 平成29年12月25日 弘前市告示第590号

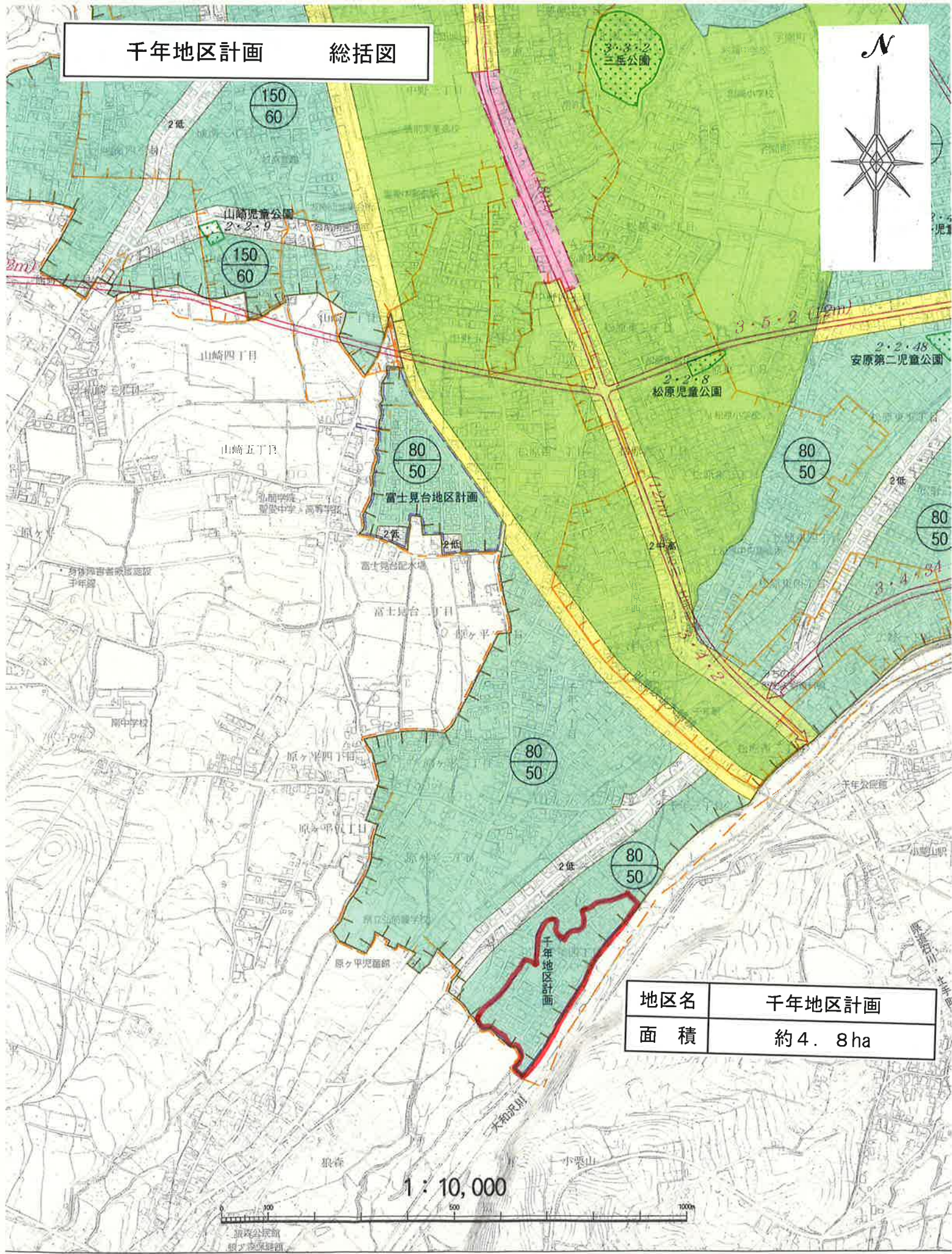
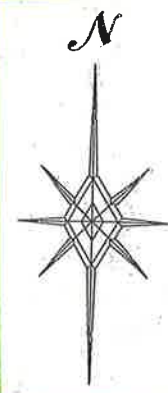
名 称		千年地区計画	
位 置		弘前市大字千年三丁目、大字千年四丁目の各一部	
面 積		約4.8ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標		千年地区は、弘前市市街地の南部に位置し、大和沢川沿いの比較的自然に恵まれた地区である。 現在、当地区周辺は民間宅地開発が進行しており、市街地が急速に形成されている。 今後、当地区にも民間宅地開発が予定されているため、計画的な開発を行い、緑豊かでゆとりのある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		閑静な住宅地としての街並み形成を図るため、当地区は低層独立住宅地とする。また地区内には児童公園及び緑地を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針		地区施設は、巾員6mの区画道路並びに児童公園(1ヶ所)及び緑地を適正に配置し整備する。
	建築物の整備の方針		北国にふさわしい、閑静なゆとりのある低層住宅地とするため、建築物は専用住宅と住民の居住生活必要上必要な他の用途を兼ねるものとし、日照、落雪、堆雪、緑化のスペースが確保された、安全で健康的かつ文化的な潤いのある低層独立住宅地として良好な居住環境の形成を図る。
地区	地区施設の配置及び規模		道 路 区画道路(巾員6m 延長約1,700m) 公園・緑地 児童公園(1ヶ所 約0.1ha)、緑地(1ヶ所 約0.1ha)
	整備計画		
整備計画	建築物等に関する事項	建築することができる建築物	(1)専用住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(イ)項第1号に定める「住宅」をいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。 (2)住宅で日用品の販売を主たる目的とする店舗、又は学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類する用途を兼ねるもの。(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定する兼用住宅のうち、第2号(ただし食堂及び喫茶店は除く。)又は第6号に定めるものをいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。 (3)2住戸の共同住宅(建築基準法別表第二(イ)項第3号に定める「共同住宅」をいう。) (4)(1)、(2)又は(3)の建築物に附属するもの。ただし、延べ面積が50㎡を超えるものを除く。
		建築物から独立して築造・設置することができない工作物	自己の用(弘前市屋外広告物条例(平成24年弘前市条例第16号)第10条第2項第1号に定めるものをいう。以下同じ。)に供する広告塔、広告板その他これらに類するもの。
	敷地面積の最低限度		230㎡
	建築物の壁面の位置の制限		敷地境界線(道路境界線の隅切部分は除く。以下同じ。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1.5mとする。ただし、車庫・物置その他これらに類する、高さが3m以下(軒の高さ2.3m以下)の附属建築物については、1mとすることができる。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	最高の高さ 9 m（軒の高さ 7 m）
		屋根の色彩	屋根の色彩は、黒、茶、深緑を基調とした落ちついたものとする。
		建築物に表示することができない公告、看板等	自己の用に供する広告、看板類で、次の 3 要件のいずれかに該当するもの。 （１）一辺の寸法が 1.2m を超えるもの。 （２）表示面積が 1 ㎡を超えるもの。（表示面が 2 面以上のときはその合計） （３）白、茶、緑、青を基調とした以外の色彩、又は刺激的な装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうもの。
		電柱、街路灯の設置	電柱、街路灯の設置箇所は、下図のとおりとする。 
	かき又はさくの構造の制限		かき又はさくの構造は生垣とし、高さは 1.5m 程度とする。ただし、道路境界線から 5m 以上離れた部分で、高さが 1.2m 以下のもの及び門にあっては、この限りでない。

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

千年地区計画

総括図



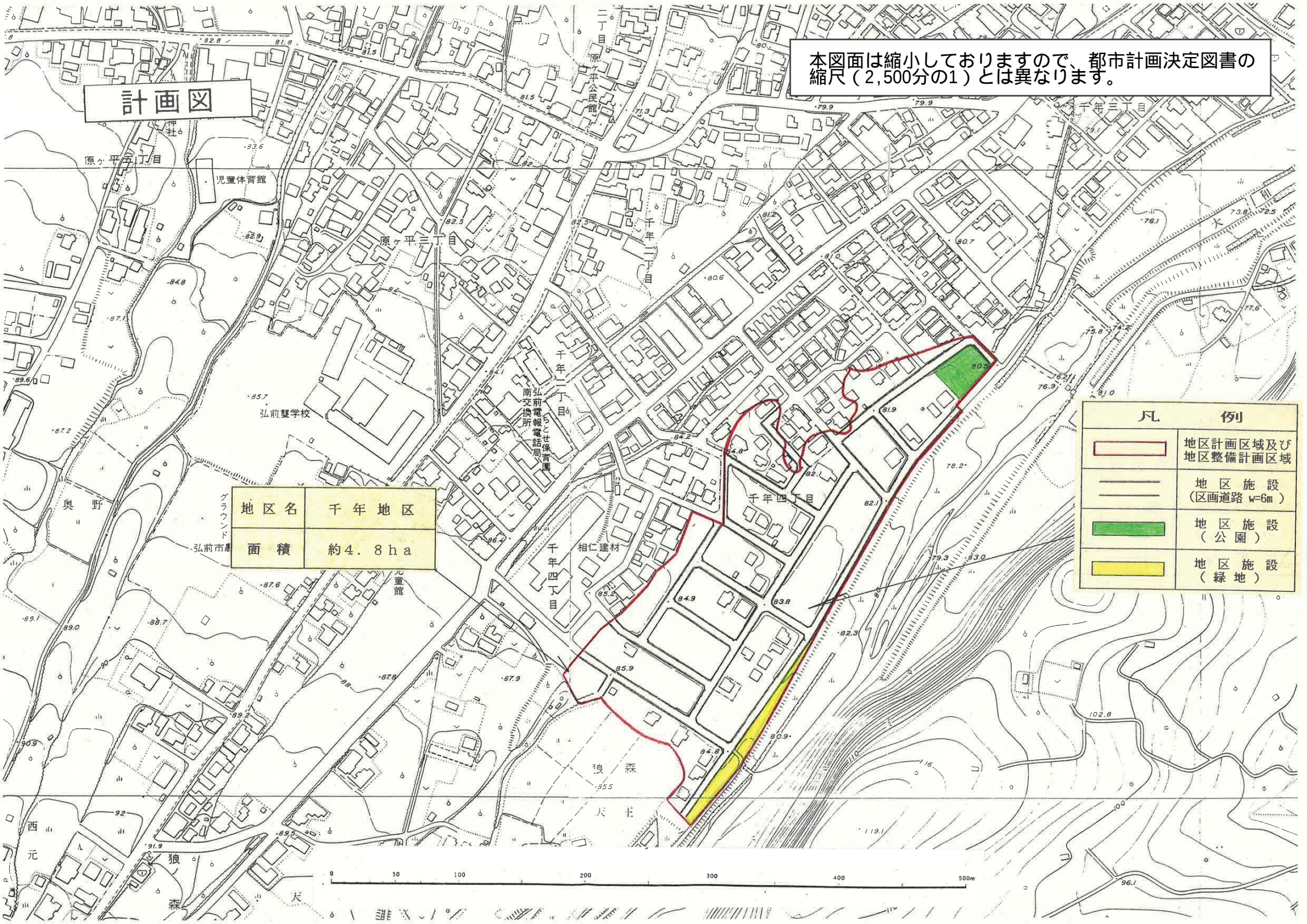
地区名	千年地区計画
面積	約4.8ha

1 : 10,000



本図面は縮小しておりますので、都市計画決定図書の縮尺（2,500分の1）とは異なります。

計画図



地区名	千年地区
面積	約4.8ha

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区施設 (区画道路 w=6m)
	地区施設 (公園)
	地区施設 (緑地)

